

こんなのも

こんなのも

こんなのも

こんなのも

こんな事が当たり前なんて 日本の法律 おかしくないですか？

もっと安心して住める
市民がまちづくりに参加できる、
美しい都市 Yes、乱開発 No!
そんな制度を提案します !!

開発優先を
見直そう!!
10万人署名へ

GO!!

私たちは、海外の都市づくりの制度を参考にして 次の提案をします。

その1

都市計画・まちづくりに関する地方分権を徹底し、自治体独自の条例制定権を全面的に認めること。

【解説】地方分権が進んでいますが、都市計画法、建築基準法の分野では、国の法律が優先され、地方自治法で認められている自治体の「自治立法権＝条例制定権」が実際は厳しく制限されています。まちづくり条例、パチンコ店規制条例、ラブホテル条例、大型店規制条例、高層マンション規制条例等により建築を認めない、または建築に際して様々な条件をつける措置を自治体が講じることについて、裁判所の判断は揺れ動いています。多くの場合、最高裁判所では、建築を認めない自治体に厳しい判決が出されています。

地域のルールは地域で決める必要があります。そのためには、都市計画法、建築基準法の分野で自治体の条例制定権を全面的に認めることが必要です。

その3

都市マスタープランが“絵に描いた餅”に終わっている現状を改めるため、策定過程における早期住民参加を保障するとともに、都市計画・すべての開発計画もこれに拘束されるものとする。

【解説】現在の「市町村の都市マスタープラン」は、形式的な住民の参加により作成されること、議会の議決等決定という手続になっていないこと、民間の建築等は地域の将来像を描いたマスタープランを守る必要がないことなど、制度的欠陥をもっています。そこで、形式的参加から実質的な住民参加を実現すること、都市計画・すべての開発計画もマスタープランに基づくものでなければなりません。そのことによって、住民もまた地域の将来像を決めるマスタープランに興味を示し参加することになります。

その2

民間建築確認はもとより、建築確認制度そのものを廃止し、建築は自治体による許可制とすること。

【解説】現在、建築確認の多くは、地域の実態などおさまいなしに民間建築確認検査機関が事務的に行っています。また、建築確認という制度は、地域で起きている問題や都市づくりのあり方、住民の意見など関係なく、単に国が定める法律にあっているかどうかで審査するものです。この制度を、海外の制度とおなじように「自治体による建築許可制度」に改革する必要があります。そうすることによって、自治体のマスタープランやまちづくり条例にあっている建築のみが許可され、また住民の意見が反映できるようになります。

その4

まちづくりに関する一連の規制緩和策(容積率規制や斜線規制の緩和制度など)を、抜本的に見直すこと。

【解説】都市計画法や建築基準法では、既に都市計画法により決められている地域の建築ルール(用途、容積率、高さ制限など)を緩和できる制度が続々と誕生し、各地で紛争がおきています。そればかりでなく、歴史的な街並みや城郭等の歴史的建造物の景観を壊す開発が相次いでいます。民間開発業者による事業の経済性が、歴史的な街並みや名所旧跡、美しい景観、居住環境、自然環境に優先するという考え方は、とても21世紀の時代にあった考え方とは言えません。私たちは、私たちの都市を市民の手によって守り、作り直すためにも、一連の都市規制緩和策を改めることを求めます。

このチラシの内容を請願にして内閣総理大臣と国会に届けます。

署名用紙は
ホームページ
またはFAXで



景観と住環境を考える全国ネットワーク

<http://www.machi-kaeru.com/> E-mail : 510@machi-kaeru.com

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 3-2-5 SHKビル 4F

TEL (03) 5228-0499 / FAX (03) 5228-0392